

個人情報第三者提供

- 高額療養費を自動計算して事業主経由で支給する。
- 付加給付及び一部負担還元金を自動計算して事業主経由で支給する。
- 医療費通知を被保険者及び被扶養者を含めた家族（世帯）単位で行なう。

上記については、個人情報の第三者提供に該当しますが、被保険者等の利益になるものや事業主側の負担が膨大であるものについては被保険者等から明確な反対・留保の意思表示がない場合にはあらかじめ本人の同意が得られていると考えることができるとされています。

当組合においては、今後も現行通りに処理をする方針です。

上記について配慮を希望する方は当組合の担当窓口にご連絡いただければ対応いたします。なお、同意しない旨の連絡がない場合は、同意のご確認と判断いたします。

ご参考

高額療養費及び一部負担還元金並びに付加給付の支給については、本人の便宜のため、本人の申請を必要とせず、医療機関からの診療報酬明細書(レセプト)のデータを使用してコンピュータで自動計算し、該当する場合には自動的に会社経由で給与に上乗せして支給するシステムとなっています。

この方法に同意されない場合には、医療機関等で支払った医療費の本人負担分を、ご自分で常に確認され、高額療養費等に該当すると思われるときは、都度、所定の申請書を健康保険組合に提出していただく必要があります。